

ASK ニュース

Vol.0243

2017年3月13日(月)

担当：MS事業部 山本

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

成果型賃金制度導入助成金

はじめに

新年度が近づいてきており、年度ごとに大きな改正がある助成金についても、新設や既存の助成金の廃止といった情報が徐々に公表されてきました。その中で、平成29年度の目玉の助成金となりそうな、4月から新設される成果型賃金制度導入助成金を紹介します。

成果型賃金制度導入助成金とは

従業員の能力や仕事の成果を賃金に反映させる人事制度を導入した企業に対して支給されます。政府の狙いは能力や成果が賃金に反映される制度を導入し、従業員のやる気を引き出し、企業の生産性を向上させる。その結果、離職率の低下や賃上げに繋がり、更なる生産性の向上を狙っているようです。

受給金額

仕事の評価を賃金に反映させる制度を設けた企業に50万円が支給されます。さらに1年後に下記の3つの要件をすべて満たすと、80万円が追加で支給され、合計で130万円受給できる可能性があります。

- ①生産性が一定程度改善
- ②離職率が数ポイント低下
- ③賃金が2%以上増加

生産性が一定程度改善とは

正式な算出方法及び数値目標は発表されておりませんが、既存の助成金では申請を行う直近の会計年度の実績が3年前に比べて6%以上伸びている事が条件というものもあります。今回も同様の算出方法及び数値目標となる事が予想されます。生産性の具体的な算出方法は、

- ①営業利益+人件費+減価償却費+動産・不動産賃貸料+租税公課…A
- ②雇用保険被保険者数…B

$$\text{生産性} = \frac{A}{B}$$

既存の助成金ですと、上記の人件費の中に役員報酬も含まれています。従業員の給料は一旦上げると下げるのが難しいですが、役員報酬の方がハードルは低くいかと思います。

おわりに

まだ正式な発表がなされておりませんが、3月下旬頃には詳細な情報が発表されるかと思えます。その他の助成金も含めて、新たな情報が入り次第、再度ご案内させていただきます。